

大阪市告示第744号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和7年6月2日（月）から 同月4日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年6月6日（金）	
	令和7年6月9日（月）から 同月11日（水）まで	
	令和7年6月13日（金）	
	令和7年6月16日（月）から 同月18日（水）まで	
	令和7年6月20日（金）	
	令和7年6月23日（月）から 同月25日（水）まで	
	令和7年6月27日（金）	
	令和7年6月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）